平成25年度においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について (平成25年度概算要求及び既存の基金等によるもの)

NPO等の皆様には、被災者の支援や被災地の復興支援にご活躍いただいております。 皆様の活動を継続的に支援するために、

- ①平成25年度概算要求において、NPO等が活用可能な政府の財政支援と、
- ②既存の基金等により、平成25年度もNPO等が活用可能な政府の財政支援 それぞれについて取りまとめました。

【目次】

| ○ 全体概要···································· |
|---|
| 1. 平成25年度概算要求においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について・・・・・P.1 |
| (※)現時点における概算要求の内容を取りまとめたものであり、今後の予算編成過程において、不採択・ 減額等の変更はあり得る。 |
| 2. 上記1. 以外で、NPO等が活用可能な政府の財政支援について (1) 平成24年度以前の予算であるものの、基金により平成25年度も申請可能なもの・・・P.8 (2) 特別交付税措置によるもの・・・・・・・・・・・・P.9 |
| ○ 問い合わせ先······· |
| ○ 事業ごとの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について(1)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|--|---|-----------------|--|----------------------------|-----------------|---|------|
| ① NPO等の運営力 強化を通じた復興支 援事業 【復興庁(内閣府)】 | NPO等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。 | 約4億円 (新規) | _ | _ | 岩手県、宮城 県、福島県 | 岩県、 ・ は は は り い に り い う い り う い り う い り う い う と で が う い う い た び う り た う い う い う た び り た う り た り た り た り た り り り り り り り り り | P.13 |
| ② 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁 (文部科学省)】 | 地方自治体・国立大学法人・民間団体等に 委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の 心のケアや、教職員・保護者等への助言・援 助等様々な課題に対応するため、スクールカ ウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備 を図る。 | 約40億円 (継続) | 平成23年度 第1次補正 約30億円 平成23年度 第2次補正 約3.5億円 平成24年度 約47億円 | 平成25年度末 まで | 復興庁 | 被災地及び 被災した幼児 児童生徒が 避難している 地域 | P.14 |
| ③ 復興教育支援事業 【復興庁 (文部科学省)】 | 復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。 | 約2.7億円 (継続) | 平成23年度 第3次補正 約3億円 平成24年度 約0.6億円 | 平成25年度末 まで | 復興庁 | 岩手県、宮城県、福島県 | P.15 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について(2)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|--|---|---|--|--|----------------|---|------|
| ④ 震災等緊急雇用 対応事業 【復興庁 (厚生労働省)】 | 都道府県又は市町村による直接雇用又は 企業、NPO等への委託により、被災された 方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確 保、生活の安定を図るとともに、全国各地に 避難している避難者の帰還を支援する。(「震 災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、 実施期間の延長) | 約500億円 (継続) | - | 平成26年度末 まで ※平成25年度中 の事業開始が 必要。 | 都道府県 又は市町村 | 被災地及び 被災求職者 が避難してい る地域 ※対象者:被災 求職者 | P.10 |
| ⑤ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)) 【復興庁(厚生労働省)】 | 東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、介護や生活支援等総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。 | 約30億円 (継続) | 平成23年度 第1次補正 約70億円 第3次補正 約90億円 | 平成25年度末 まで | 県又は市町村 | 岩手県、宮城 県、福島県 | P.17 |
| ⑥ 地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】 | 地域社会における今日的課題の解決をめ ざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要 とする人々に対する福祉活動を活性化する 取り組み、生活不安定者(低所得者層)に対 する自立支援の取り組みなどにより地域福祉 の推進を図る。 | 約256億円 (セーフティ ネット事業 無助 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 平成24年度 約237億円 (セーフティ 大学事業 補助金])の内数 | 平成25年度末 まで | 都道府県 又は市町村 | 全国 | P.18 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (3)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|--|---|-------------------------|--|----------------------------|----------------|-----------------------|----------------|
| ⑦ 社会的包摂・ 「絆」再生事業(地域 コミュニティ復興支 援事業分) 【厚生労働省】 | 東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で効率化する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。 | 予算編成過 程において 検討 | 平成23年度 第3次補正 約145億円の うちの 約40億円 | - | 都道府県 又は市町村 | 全国 | P.19 – P.20 |
| ⑧ 海岸防災林再生等復興支援事業【復興庁(農林水産省)】 | 「みどりのきずな」再生プロジェクトとして実施する海岸防災林再生事業については、防災意識の向上や地域の復興シンボル的な活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしており、こうした仕組みづくりを支援。 | 約1.5億円 (新規) | - | 平成29年度末 まで | 林野庁 | _ | P.21 |
| ⑨ 農業用水保全の 森づくり事業【内閣府 (農林水産省)】 | 森林の整備及び保全に係る事業であって、 貯水池等への良質な農業用水の安定的な供 給等を図るため、農業用水の水源地域にお いて行うものを支援する。 | 約7,902億円 の一部 (継続) | 平成24年度 約7,525億円 の一部 | - | 都道府県 | - | P.22 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について(4)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|---------------------------------------|--|---|--|----------------------------|------------------|--------------------------------|------|
| ⑩ 漁場保全の森づ くり事業 【内閣府 (農林水産省)】 | 森林の整備及び保全に係る事業であって、 森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和 等の漁場環境の保全効果を高めるために行 うものを支援する。 | 約7,902億円 の一部 (継続) | 平成24年度 約7,525億円 の一部 | - | 都道府県 | _ | P.22 |
| ① 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 【復興庁(農林水産省)】 | 被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の取組を支援 | 約6.2億円 (継続) | 平成23年度 第3次補正 約17.5億円 平成24年度 約4億円 | 平成25年度末 まで | 地域耕作放棄 地対策協議会 | 被災農家又 は農業者等 の組織する 団体等 | P.23 |
| ② 森林環境保全直接支援事業 【復興庁·農林水産 省】 | 森林経営計画の作成者等が施業の集約化 や路網整備を通じて施業の低コスト化を図り つつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業と これと一体となった森林作業道の開設等を支 援する。 | ・約428億 (大学) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | 平成24年度 約288億円 | <u>-</u> | 都道府県 | _ | P.24 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (5)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|-------------------------------|---|----------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------|
| ① 環境林整備事業 【農林水産省】 | 森林所有者の自助努力によっては適切な 整備が期待できない森林について、事業主体 が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉 樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象 害等による被害森林における人工造林等を 支援する。 | 約7億円 (継続) | 平成24年度 約4億円 | - | 都道府県 | 都道府県 | P.25 - P.28 |
| ④ 森林·山村資源 利用交付金 【農林水産省】 | 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援 | 約27億円 (新規) | _ | 平成29年度末 まで | 都道府県に設 置される地域 協議会 | 地域で合意 した活動組 織 | P.29 - P.30 |
| ⑤ 絆の森整備事業 【農林水産省】 | 市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する。 | 約87億円 の一部 (継続) | 平成24年度 約96億円 の一部 | - | 都道府県 | - | P.31 - P.33 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について(6)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|---|--|----------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------------------|------|
| ⑤ 日本を森(も)林(り)で元気にする国民運動総合対策【農林水産省】 | 民間団体等が実施する、森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報や森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発、NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援。 | 約0.9億円 (継続) | H24年度 約1.1億円 | 平成28年度末 まで | 林野庁 | - | P.34 |
| ① 水産多面的機能 発揮対策 【農林水産省】 | 水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・ 効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う 多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承 などの活動に対して支援。 | 約30億円 の内数 (新規) | _ | 平成29年度末 まで | 都道府県に設 置される地域 協議会 | 漁業者、住 民、NPO等で 組織する活 動組織 | P.35 |
| ® 東日本大震災復 興ソーシャルビジネ ス創出促進事業 【復興庁 (経済産業省)】 | 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地における新規事業創出の手段として期待されているソーシャルビジネス(SB)について、先進的なSB事業者のノウハウの移転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるSBの創出や事業基盤の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図る。 | 約3億円 (継続) | 平成24年度 予算 約2億円 | 平成28年度末 まで | 復興庁 | 東日本大震 災被災地 | P.36 |

1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について (7)

| 事業名 | 概要 | 平成25年度 概算要求額 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|--|---|---------------------|------------------|----------------------------|----------------------|--|------|
| ⑨「新しい公共」に よる地域づくり活動 に係るコンテスト・助 言指導事業【国土交通省】 | 地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携し、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を全国から募集し、選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。 | 約1億円 の一部 (継続) | 平成24年度 約0.5億円 | 平成25年度末 まで | 国土交通省 | 全国の中間 支援組織等 | P.37 |
| ⑩ 広域的地域間共助推進事業 【国土交通省】 | 防災、環境等様々な分野において、平時から各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う広域的な地域間の共助の取組を推進し、持続可能な国土・地域づくりに資するため、自治体、NPO等多様な主体が構成する協議会の設立・計画策定と、同計画に基づく施設整備等をパッケージで支援。 | 約16億円 (新規) | - | - | - | - ※自治体、NP O等から構成されるの補助を れるの補いる後の でしている後の 要調整事項。 | P.38 |
| ① 生物多様性保全活動支援事業 【環境省】 | 地方公共団体、民間団体等、生物多様性に 関連する法律に位置付けられた法定計画等 の策定主体や、その実施主体に委託し、計画 策定やその実証事業を実施する。また、地方 公共団体が含まれる地域生物多様性協議会 による、地域の生物多様性保全・再生活動の 実施に係る費用の一部を支援する。 | 約1.9億円 (継続) | 平成24年度 約2.1億円 | 平成26年度末 まで | 環境省の 各地方環境 事務所 | | P.39 |

^(※)国の予算は、原則として単年度主義であることから、「全体概要」における「実施期間」は、基本的には「平成25年度末まで」としているが、①複数年度にわたる計画的事業である場合や、②基金を造成することにより、次年度以降も補助可能としている場合等においては、必ずしも「平成25年度末まで」としていないものもある。

2. 1以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援について (1)平成24年度以前の予算であるものの、基金等により平成25年度も活用可能なもの

| 事業名 | 概要 | 平成24年度 以前の予算額 | 事業の 実施期間 ^(※) | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|--|---|--|--|----------------|--|------|
| ① 震災等緊急雇用対応事業 【厚生労働省】 | 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、 NPO等への委託により、被災された方々を含め、 震災等の影響による失業者について、一時的な雇 用の場を確保し、生活の安定を図る。 | 平成23年度 第1次補正 約500億円 平成23年度 第3次補正 約2,000億円 | 平成25年度末 まで ※平成24年度中の 事業開始が必要。 | 都道府県又は 市町村 | 全国 ※対象者:震災 等の影響によ る失業者(被災 求職者、又は 平成23年3月11 日以降に離職 した失業者) | P.40 |
| ② 雇用復興推進事業 (生涯現役·全員参加· 世代継承型雇用創出 事業) 【厚生労働省】 | 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施し、被災求職者について、被災地で安定的な雇用を創出する。 | 平成23年度 第3次補正 約1,510億円 の内数 | 平成27年度末 まで | 県又は市町村 | 実施 青県、 東流 大手福県、 東京県島、 東京県島、 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 | P.41 |

^(※)国の予算は、原則として単年度主義であることから、「全体概要」における「実施期間」は、基本的には「平成25年度末まで」としているが、①複数年度にわたる計画的事業である場合や、②基金を造成することにより、次年度以降も補助可能としている場合等においては、必ずしも「平成25年度末まで」としていないものもある。

2. 1以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援について (2)特別交付税措置によるもの

| 事業名 | | 事業の 実施期間 | NPO等による 申請先 | 本事業の 対象地域、 対象者等 | 該当頁 |
|----------------|--|---------------------------|--|-----------------------|----------------|
| 復興支援員 【総務省】 | 被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために設置(委嘱)する「復興支援員」に対して特別交付税措置(震災復興特別交付税(年2回交付(9月、3月))。設置期間は概ね1年以上最長5年以下を想定。 復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。 | 特別交付税措置については、特に期限は設けていない。 | 東日本財特法に 定める「特定被災 地方公共団体」又 は、「特定被災区 域」を区域とする 地方公共団体(9 県・222市町村) | 全国 | P.42 – P.43 |

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

- -ボランテイア・公益的民間連携班(03-5545-7480)
- •予算会計班(03-5545-7370)

| 事業名 | 府省名 (予算執行府省) | 部署名 (予算執行府省) | 連絡先 (予算執行府省) | | | |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--|--|--|
| 1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活 | 1. 平成25年度概算要求におけるNPO等が活用可能な政府の財政支援 | | | | | |
| ① NPO等の運営力強化を通じた復興支援事 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 | | | |
| 業 | (内閣府) | (政策統括官(経済社会システム担当)付参事 官(社会基盤担当)) | (03-5253-2111(内線45351)) | | | |
| ② 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 | | | |
| ② 系心ヘノールがリンピノー 寺派追事未 | (文部科学省) | (初等中等教育局児童生徒課) | (03-6734-2389) | | | |
| ③ 復興教育支援事業 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 | | | |
| ◎ 按 央权 月 义 版 尹 未 | (文部科学省) | (初等中等教育局教育課程課) | (03-6734-2425) | | | |
| ④ 震災等緊急雇用対応事業 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 | | | |
| (号) 辰火守系心框用对心争未 | (厚生労働省) | (職業安定局地域雇用対策室) | (03-3593-2580) | | | |
| ⑤ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運 営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 | | | |
| 古貝寺(川設委監案忠監備寺師時行例基立 | (厚生労働省) | (老健局振興課) | (03-5253-1111(内3985)) | | | |

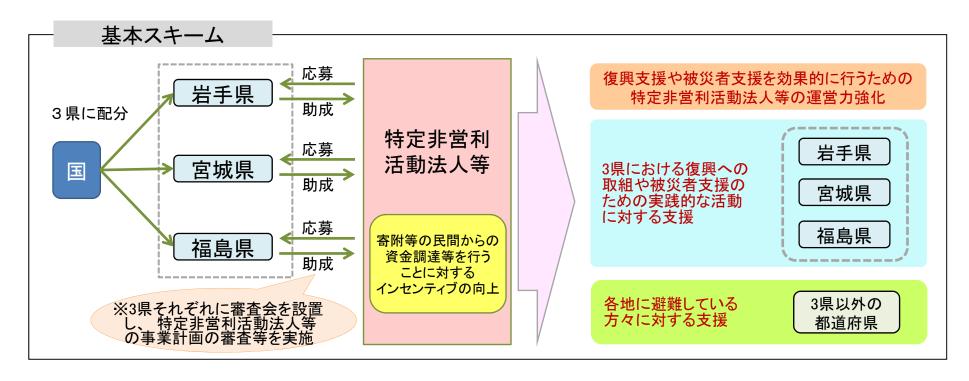
| | I | | |
|---|----------------|----------------------------|----------------------|
| ⑥ 地域福祉等推進特別支援事業 | 厚生労働省 | 社会·援護局地域福祉課 | 03-5253-1111(内2857) |
| ⑦ 社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニ ティ復興支援事業分) | 厚生労働省 | 社会・援護局地域福祉課 | 03-5253-1111(内線2857) |
| ⑧ 海岸防災林再生等復興支援事業 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 |
| (b) 海芹奶火杯丹工守该央义该事未 | (農林水産省) | (林野庁 研究・保全課) | (03-3502-8243) |
| ⑨ 農業用水保全の森づくり事業 | 内閣府 (農林水産省) | 林野庁整備課 | 03-3591-5893 |
| ⑩ 漁場保全の森づくり事業 | 内閣府 (農林水産省) | 林野庁整備課 | 03-3591-5893 |
| ① 如《老芒曲》位于短型作为杂华江口声类 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 |
| ⑪ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 | (農林水産省) | (農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室) | (03-6744-2442) |
| ⑫ 森林環境保全直接支援事業 | 農林水産省 | 林野庁整備課 | 03-3591-5893 |
| ③ 環境林整備事業 | 農林水産省 | 林野庁整備課 | 03-3591-5893 |
| (4) 森林·山村資源利用交付金 | 農林水産省 | 林野庁計画課 | 03-3502-0048 |
| ⑤ 絆の森整備事業 | 農林水産省 | 林野庁整備課 | 03-3591-5893 |
| (f) 日本を森(も)林(り)で元気にする国民運動総合対策 | 農林水産省 | 林野庁研究·保全課 | 03-3502-8243 |
| ⑪ 水産多面的機能発揮対策 | 農林水産省 | 水産庁計画課 | 03-3501-3082 |
| ⑱ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出 | 復興庁 | 予算会計班 | 03-5545-7370 |
| 促進事業 | (経済産業省) | (地域経済産業グループ立地環境整備課) | (03-3501-0645) |
| ⑨「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 | 国土交通省 | 国土政策局地方振興課 | 03-5253-8404 |
| ② 広域的地域間共助推進事業 | 国土交通省 | 国土政策局広域地方政策課 | 03-5253-8364 |
| ② 生物多様性保全活動支援事業 | 環境省 | 自然環境局自然環境計画課生物多様性施策 推進室 | 03-5521-8150 |
| | | | - |

| 2. 1. 以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援((1)平成24年度以前の予算であるものの、基金により平成25年度も申請可能なもの) | | | |
|--|-------|-------------------------------|--------------|
| ① 震災等緊急雇用対応事業 | 厚生労働省 | 職業安定局地域雇用対策室 | 03-3593-2580 |
| ② 雇用復興推進事業 | 厚生労働省 | 職業安定局地域雇用対策室 | 03-3593-2580 |
| 3. 1. 以外でNPO等が活用可能な政府の財政支援((2)特別交付税措置によるもの) | | | |
| 復興支援員 | 総務省 | 自治行政局 地域自立応援課人材力活性化· 連携交流室 | 03-5253-5394 |

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

(平成25年度概算要求額 4.14億円(新規)、復興庁一括計上予算)

○ NPO等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を実施。



期待される効果

- 〇 特定非営利活動法人等について、将来的に自らの経営資源によって自立的かつ継続的な活動 を行うことができるよう誘導することにより、<u>被災地の復興を支える担い手の育成が図られる</u>。
- 多様化する復興に必要な取組や被災者のニーズに対して、特定非営利活動法人等による現場 の視点に基づいたきめの細かい支援を行うことが可能。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成25年度概算要求額 : 4,010百万円(4,702百万円)【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。

被災地域等

関係機関

地域

教 職 員

児童生徒等

保護者



心のケア・助言・ 援助等及び 新たな課題への対



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣 相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識 を有する者 等
- ・電話相談体制の整備

臨床心理士、精神科医 等

心のケアに資するためのソーシャルワーク、 学習支援

E X

障害のある子どもへの支援

• 外部専門家の派遣

作業療法士(OT)·理学療法士(PT)·言語聴覚士(ST)·児童精神科医等

進路指導 就職支援

緊急進路指導員の派遣

若年者の就職支援の経験を有する者、 地域産業界の事情に精通する者 等



このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動 を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

・生徒指導の経験豊富な者の配置

生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置

復興教育支援事業

平成24年度予算額うち復興特別会計計上分平成25年度要求額うち復興特別会計計上分

55百万円 55百万円 273百万円 273百万円

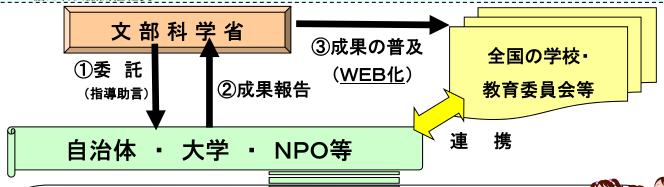
被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このような取組は、新学習指導要領が重視している「思考力・判断力・表現力」や「学ぶ意欲」の向上にも大きな役割を果たすことが期待されるものである。

このことを踏まえ、<u>被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先</u> 進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及 する。

【事業内容】

復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- •団体委託費(40件)
- ·協力者会議開催経費





東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育

【具体の取組例】

- ①社会を生き抜く力の養成
 - ○震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - ○避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ②絆づくりとコミュニティーの再構築
 - 〇地域の様々なコミュニティー(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した 地域学習の推進
- ③未来への飛躍
 - 〇地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- 4学びのセーフティネット
 - 〇震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験 活動の実施
 - 〇子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等緊急雇用対応事業)の拡充

平成25年度要求 500億円(平成23年度 1次補正500億円、3次補正2,000億円)

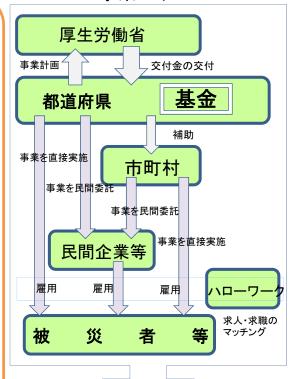
趣旨

- 〇 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、平成23年度第3次補正予算に おいて震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続いているため、震災等緊急雇用対応事業について、基金を積み増すとともに事業の実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るとともに、全国各地に避難している避難者の帰還を支援する。

震災等緊急雇用対応事業の拡充の概要

- ◆ 拡充の概要
- 基金の積み増し:500億円【平成25年度概算要求額(復興特会)】
- 事業実施期間の延長: 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで) → 平成25年度末までに事業開始(平成26年度末まで)
- ◆ 事業概要
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための 研修、避難者の帰還に向けた支援等を行うことが可能。
- ◆ 対象者
- 〇 被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)
- ◆ 実施要件
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

≪事業スキーム≫



雇用機会の創出

地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)

平成25年度概算要求額 30億円

平成23年度1次補正予算額 70億円 平成23年度3次補正予算額 90億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、生活支援等)の追加設置・運営費用について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

○ 積増先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)

⇒ 現行、24年度限りの基金を延長

○ 対象地域 : 岩手県、宮城県、福島県

〇 事業内容

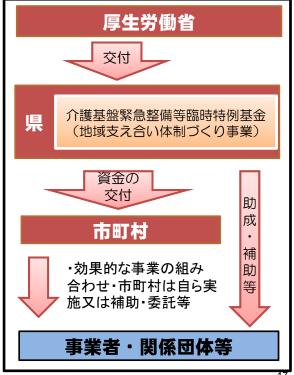
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 孤立防止、介護予防等を支援する取組

- 一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、 介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。 (例)
 - ・ 仮設住宅高齢者世帯(民間賃貸分含む)等への訪問相談援助活動(全世帯等ローラー作戦等)
 - 高齢者の健康・生きがいづくりや社会参加につながる活動
 - 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

256億円の内数

- 〇 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り 組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定 者(低所得者層)に対する自立支援の取り組みなどにより地域福祉の推進を図る。
- ① 地域福祉等推進(ボランティア分野も含む。)のための先駆的・試行的取り組みに 対する補助
 - ア 実施主体
 - ·都道府県、指定都市、市区町村(委託可)
 - ・都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体 (社会福祉法人、特定非営利活動法人等)
 - イ補助率
 - ・国1/2、都道府県(指定都市、市区町村)1/2

(参考)

<イメージ例>

- ・災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み
- ② 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する者の設置や拠点づくり・見守り活動等へ補助 生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取り組みに対する補助
 - ア 実施主体 市区町村(委託可)
 - イ 補助率 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- ③ 地域人材活用支援事業

定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の 活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置に対する補助

- ア 実施主体 都道府県、指定都市、市区町村(委託可)
- イ 補 助 率 国1/2、都道府県(指定都市、市区町村)1/2



平成 25 年度概算要求の概要 (抜粋)

社会・援護局(社会)

Ⅲ 東日本大震災の復興支援

社会的包摂・「絆」再生事業の実施

緊急雇用創出事業臨時特例基金 [住まい対策拡充等支援事業分] 事業として実施して いる社会的包摂・「絆」再生事業などの復興支援関連事業については引き続き実施する。

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

平成23年度第3次補正予算 145億円のうちの40億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として 一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築

- ③関係者間の総合調整



社会福祉協 議会

③ 関係者間の総合調整

要支援者の個々の状況を踏まえた継続的な支援を実施

NPO等

他の自治体や 関係機関と連携





人材育成

自治会

【一体的実施】

① ニーズ把握、総合相談及び 交流場所などのサービス提供



総合相談

ワンストップ





住民交流の場の提供



報調発整

孤立の防止

ニーズ把握



巡回相談

居場所・ 出番づくり

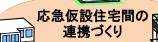
【ボランティア】



活動



地域









【復興庁計上分】

海岸防災林再生等復興支援事業(新規)

【平成25年度概算要求額(復旧·復興対策)149,000(0)千円】

- 事業のポイント ――

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する 仕組みづくりを支援します。

<背景/課題>

「みどりのきずな」再生プロジェクトとして実施する海岸防災林再生事業については、 防災意識の向上や地域の復興のシンボル的な活動となるよう、**地域住民の参加の下で、 NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進める**こととしています。

- 政策目標 ——

被災海岸防災林140kmの復旧・再生

<主な内容>

1. 民間参画の仕組みづくりへの支援

地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。

2. 植樹活動に対する支援

地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、 参加者の移動等に対して支援します。

3. 海岸防災林再生等に向けた復興イベントの開催

海岸防災林の再生を社会全体で後押しする機運を高めるため、市民、NPO、企業等による記念行事を開催し、併せて、被災地域の住民や生産者に活力を取り戻すため、地域農林水産物のPR等も実施します。

補助率:定額

事業実施主体:民間団体

「担当課:林野庁研究・保全課]

農業用水保全の森づくり事業

森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設(以下「貯水池等」という。)への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域(以下「水源地域」という。)において行うもの、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

〇対象地域

次に掲げるア及びイを満たす水源地域。

- (ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は 懸念されること。
- (イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

〇事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業 及び 地域自主戦略交付金の育成林整備事業に準ずる。

漁場保全の森づくり事業

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの(以下「森林の整備事業等」という。)について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

〇対象となる箇所等

以下の漁場及び実施箇所を対象として実施する森林の整備事業等をいう。

(ア)対象となる漁場

次に掲げるイ及び口を満たすこと。

- イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
- ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること
- (イ) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施個所であること。
 - イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
 - ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

〇事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業及び 地域自主戦略交付金の育成林整備事業に準ずる。

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- ○このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費•国費

H25概算要求額 6.2億円 (うち国費6.2億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等) 1/2以内等

交付の流れ

- 国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
 - → 地域耕作放棄地対策協議会
 - → 取組主体(被災農家等)



再生作業 (雑草、雑木等の除去)



土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



〇移転先で耕作 放棄地を活用 して農業経営 を再開したい が、支援がな いだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄 地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- 再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- 整地等 5万円/10a
- ・土づくり5万円/10a
- ·施設等補完整備(小規模基盤整備)5万円/10a
- ※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は 補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



耕作放棄地対策協議会

へ ○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営業 農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

協議会が、被災農家等を雇用し、

- 耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業 を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

森林管理・環境保全直接支払制度

【平成25年度概算要求額 42.829(28.846)百万円】

対策のポイント —

森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景/課題>

- ・「日本再生戦略」においては、地域の特徴ある取組の促進等により、今まで以上に再 生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指すこととされており、このためには 再生可能エネルギーとしての木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に向けた 取組を推進していく必要があります。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、**森林吸収量3.5** %(平成25年から平成32年の平均)の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を内容とする森林経営計画の 認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道 の整備等に対する支援を行います。

政策目標

〇森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施(平成25年度から32年 度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業

42.829(28.846)百万円

森林経営計画の認定を受けた者等が行う、**搬出間伐等**の森林施業とこれと一体となった**森林作業道の整備**を支援します。

補助率: 3/10等

事業実施主体:地方公共団体、林業事業体等

- ※ 木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に取り組む地域については、特別重 点要求として、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を**重点** 的に支援します。
- ※ 集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業 提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援 交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

[お問い合わせ先: 林野庁整備課(03-3502-8065(直))]

環境林整備事業

森林の広葉樹林化や針広混交林化、あるいは被害森林の復旧等を目的として行う次の事業とする。

○事業区分及び事業内容等

①広葉樹林化等整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者等と の協定に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業を支援する。

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|-----------|---|
| アー人工造林 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| イー樹下植栽等 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる |
| ウ 下刈り | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| エ 雪起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| オ 倒木起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| カ 枝打ち | 次のa、bのいずれかに該当するものとする。 a VI齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 b XVII齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 |
| キ 除伐等 | 下刈りが終了したV齢級以下の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、 不良木の淘汰とする。 |
| ク 更新伐 | 育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてXVII齢級以下の林分(長期育成循環施業による場合はX齢級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らし |
| ケ 付帯施設等整備 | ア〜クのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備 a 鳥獣害防止施設等整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 b 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 c 林床保全整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 d 荒廃竹林整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| コ 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良 ア〜クのいずれかの施業と一体的に実施 |

〇事業主体

都道府県、市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く。都道府県及び市町村にあっては森林所有者と、都

道府県又は市町村以外は地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)。

〇事業要件等

1施行地の面積が0.1ha以上

○補助率等: 3 / 1 0 (査定係数170、90)

②被害森林整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない気象害等による被害森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等を支援する。

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|--------------------|--|
| アー人工造林 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| イー樹下植栽等 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| ウ 下刈り | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| エ 雪起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| オ 倒木起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| カ 枝打ち | 広葉樹林化等整備事業のbに準ずる。 |
| キ 除伐等 | 広葉樹林化等整備事業に準ずる。 |
| ク 更新伐 | 広葉樹林化等整備事業に準ずる。 |
| ケ 被害木・林内堆積物 除去等 | 東日本大震災の影響により被害を受けた森林の被害木や漂着等による林内堆積物の 除去及び処理(平成23年度補正予算で実施する「被害森林緊急復旧対策」に限る。) |
| コー付帯施設等整備 | ア〜ケのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 a 鳥獣害防止施設等整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 b 荒廃竹林整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| サ 森林作業道整備 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| シ 森林災害等復旧林道 整備 | 火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するための、森林 法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定め る事項及び基準を定める件(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」 という。)第7項第4号及び第5号の規定に基づく森林管理道(森林整備に直結する林内 路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。)の開設とする。 |

○事業主体:都道府県、市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く(都道府県、市町村にあってはこの限りではない。)こととし、都道府県及び市町村にあっては森林所有者と、都道府県又は市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)とする。ただし、被害森林緊急復旧対策については、森林所有者との協定の代わりに同意によることもできるものとする。

シ については、都道府県、市町村、森林組合等とする。

〇事業要件等

• 造林関係

1施行地の面積が0.1ha以上

・林道関係:以下の要件の全てに該当すること

ただし、峰越連絡林道については次に掲げる要件のうち®以外の全ての要件に 該当すること

- ① 地域森林計画に記載された林道
- ② 林道規程に規定する自動車道
- ③ 開設効果指数が0.9以上(ただし、防火林道には適用せず、峰越連絡林道の幹線は1.2以上)
- ④ 利用区域内森林面積が50ha以上かつ、全体計画延長が、おおむね1km以上(ただし、コスト縮減等のために森林施業道と一体的に路網を形成する場合、森林施業道に係る利用区域内森林面積、全体計画延長の合計により判断)
- ⑤ 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね0.8km以上
 - (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
 - (b) 過疎地域、特定市町村、準特定市町村、水源地域及び沖縄県
 - (c) 水源山地で複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体 とした事業に係る林道、特定保安林の整備を行うための林道
- ⑥ 長期育成循環型路網の幹線では、利用区域内森林面積が500ha以上
- ⑦ 峰越連絡林道では、直接利用区域が500ha以上、その他では直接利用区域が100ha以上
- ⑧ 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上の森林で、地方単独事業等による森林整備及び主伐が計画されていること。

○補助率

- ・造林関係 3/10 (査定係数170)
- · 林道関係 50/100

③保全松林緊急保護整備

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ 線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹 種転換(同条7項に規定する樹種転換をいう。)を行う。

○事業区分及び事業内容等

1) 保全松林健全化整備

松くい虫被害対策の実施についてに基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|---------|---|
| ア 衛生伐 | 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成、保全を図ることを目的として行う、 不用木(被害木及び侵入竹を含む。)及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬 剤処理とする。 |

2) 松林保護樹林帯造成

松くい虫被害対策の実施についてに基づき樹種転換を行う事業

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|---------|-------------------|
| アー人工浩林 | 森林環境保全直接支援事業に進ずる。 |

| イ | 樹下植栽等 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
|---|---------|---|
| ウ | 下刈り | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| エ | 雪起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| 才 | 倒木起こし | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| 力 | 除伐等 | 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| 丰 | 更新伐 | 広葉樹林化等整備事業に準ずる。 |
| ク | 付帯施設等整備 | ア〜キのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 a 鳥獣害防止施設等整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 b 荒廃竹林整備 森林環境保全直接支援事業に準ずる。 |
| ケ | 森林作業道整備 | 広葉樹林化等整備事業に準ずる。 |

○事業主体: 都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等及び森林所有者の 団体、森林経営計画策定者(ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対 象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る)

〇事業要件等:

1施行地の面積が0.1ha以上

○補助率: 1/2

03 森林·山村資源利用交付金[新規]

【2.735(一)百万円】

- 対策のポイント -

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化のための活動に支援します。

く背景/課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、**地域住民と森林との関わりが希薄化**しつつあり、森林の有する**多面的機能の発揮が難しく**なっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整え、山村において地域コミュニティの形成を図り、「日本再生戦略」に掲げられている地域力の向上を実現することが不可欠です。

政策目標

〇里山林の資源を活用した活動に継続的に取り組む団体を5年 後までに5割増加(741団体(24年度)→ 1,112団体(29年度))

<主な内容>

森林・山村資源利用交付金

2, 735(一)百万円

森林所有者と、地域住民、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 多面的機能保全活動

(ア) 地域環境保全タイプ

- ・ 集落周辺の里山林を維持するための景観保全・整備活動や生物多様性保全に 向けた取組
- 侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組
- 集落周辺での鳥獣被害の防止活動
- (イ) 災害未然防止タイプ
 - ・ 風倒木や枯損木の除去、集積、処理
 - ・ 集落周辺の簡易な**土留め柵**の設置
 - ・ 山火事被害低減のための簡易防火帯の作設や維持管理

イ. 森林資源利用活動

- (ア) 森林資源利用タイプ
 - ・ 里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用
- (イ) 森林空間利用タイプ
 - ・ 地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践

森林・山村資源利用交付金 補助率:定額(300万円を上限) 事業実施主体:地域協議会

[お問い合わせ先:林野庁計画課(03-3502-0048(直))]

森林·山村資源利用交付金 (新規)

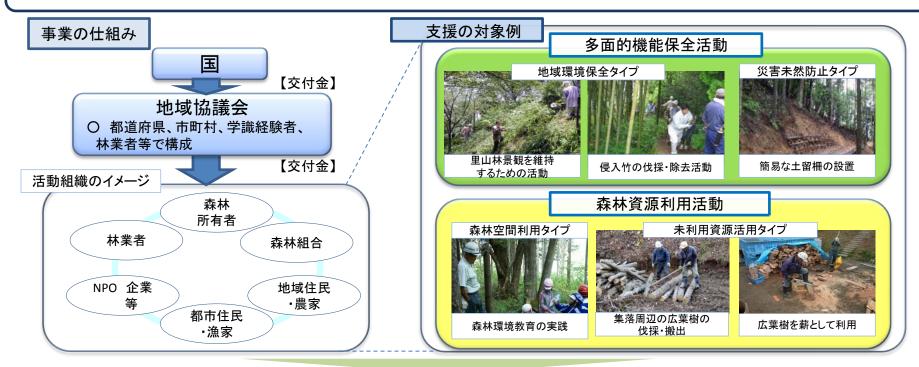
背 景

森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

このため、森林所有者とNPO等が協力して地域の森林の保全管理や森林資源の利活用を進めることにより森林の多面的機能の維持増進を図るとともに、森林資源の再生可能エネルギーとしての活用を推進し、山村における地域コミュニティの形成を図るための総合対策を講じる。

事業内容

〇地域において、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。



農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

森林整備事業

共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

〇絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに 対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

〇事業区分及び事業内容等

1) 市民参加型森林整備

集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|-------------------|---|
| ア 全体計画調査 | 全体計画の策定に必要な調査を行う事業 |
| イ 共生環境整備 | 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等 |
| ウ 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等 |
| 工 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期 間継続して使用される作業道(絆の森作業道)の開設及び改良 |
| 才 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得 |
| カ 森林管理道整備 (開設) | 森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の 開設 |

①行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、 市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施

②市民主導タイプ

市民グループ (特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成 し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業 実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施

③市民開放タイプ

森林施業計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市

民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施

(補助対象は、次のとおり細分する。)

| BJM SNA、 DC 2 C 10 7 m JJ 7 D 0 / | | | |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| 区 分 | 行政支援タイプ | 市民主導タイプ | 市民開放タイプ |
| 全体計画調査 | \circ | | |
| 共生林整備 | \circ | \circ | \circ |
| 付帯施設整備 | 0 | \circ | 0 |
| 林内歩道等整備 | \circ | \circ | \circ |
| 用地等取得 | 0 | | |
| 森林管理道整備(開設) | 0 | 0 | \circ |

2) 野生生物共生林整備

野生生物との共生を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|-------------------|---|
| ア 共生環境整備 | 野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等 |
| イ 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等 |
| ウ 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期 間継続して使用される作業道(絆の森作業道)の開設及び改良 |
| 工 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得 |
| 才 森林管理道整備 (開設) | 森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の 開設 |

〇事業主体

- 造林関係
 - ア市民参加型整備
 - ①行政支援タイプ
 - 都道府県、市町村
 - 森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。)及び特定非営利活動法人等
 - ③市民開放タイプ

②市民主導タイプ

森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

イ 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けたま

• 林道関係

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

〇事業要件等

- 造林関係
 - 1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5 ha以上のまとまりのある森林
- 林道関係

【森林管理道開設】

次の要件全てに該当するもの

- ① 地域森林計画に記載された林道
- ② 林道規程に規定する自動車道
- ③ 開設効果指数が0.9以上(ただし、防火林道を除く)、峰越連絡林道の幹線にあっては 1.2以上
- ④ 利用区域内森林面積が50ha以上
- ⑤ 全体計画延長が1km以上

ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。

- a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が0.8km以上
 - (a) 過疎、特定市町村、準特定市町村等
 - (b) 水特、複層林、特保
- b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、 全体計画延長が1km以上
- c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域500ha以上、その他は100ha以上
- ⑥ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が見込まれること
- ⑦ 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上

〇補助率

造林関係 森林整備等 1/2

用地等取得 1/3

·林道関係 森林管理道開設 45/100

日本を森林で元気にする国民運動総合対策(継続)

【平成25年度概算要求額 87,854(108,000)千円】

事業のポイント ----

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に 結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進 や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景/課題>

森林・林業再生プランの推進に当たり、我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

- 政策目標 —

- ・企業による森林(もり)づくり活動実施箇所数が前年より増加
- ・森林(もり)づくり活動支援組織(森づくりコミッション)数が前年より増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体(平成22年度末)から平成27年 度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、 森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法に よる総合的普及啓発を行います。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度~28年度(5年間)

お問い合わせ先: 林野庁 研究・保全課(03-3502-8243(直)) 林野庁 木材利用課(03-6744-2298(直))

水産多面的機能発揮対策【新規】

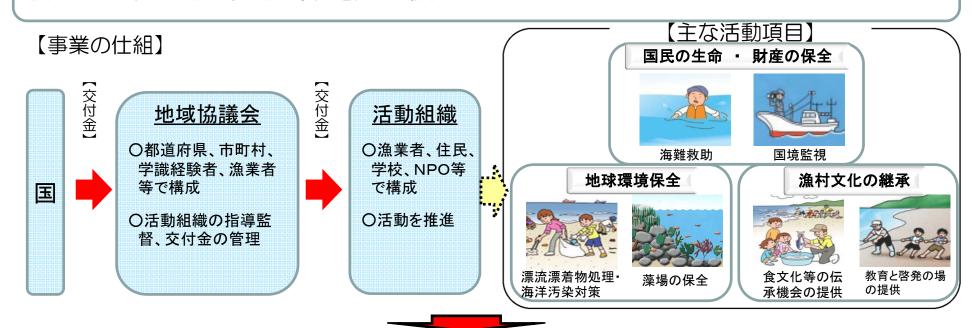
平成25年度要求額 3,000百万円(0)

背景 水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障を来している。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図る事が急務であり、日本再生戦略の食と農林漁業の再生の具現化につながるものである。

事業内容

□ 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し5年間に限定し、以下の活動項目について実施可能な最低限の費用を国が支援。



全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業(復興特会) 平成25年度概算要求額 3. 0億円(2. 0億円)

地域経済産業グループ 立地環境整備課 03-3501-0645

事業の内容

事業の概要・目的

- ○東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業 の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の 創出が求められています。
- 〇また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- ○被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス(SB)を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

経済産業省

(1) SBと企業等 のコーディネート 機能強化

(2)ノウハウ移転・ 支援 (3) SB新事業 創出

企業等のリソー スを活用した SBの基盤強化

先進的な SBの創出 被災地発の新 たなSBの創出

(4)復興フォーラムによる普及啓発

・関係者の巻き込み、地域の支援体制強化





SBによる新しい雇用・産業の創出

36

「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を 実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステムに向けた活動環 境の整備として、これら「新しい公共」の担い手による地域づくりを促す制度を構築する。

(1)「新しい公共」活動環境整備等検討調査【継続、調査費】

- 〇全国での個別地域金融機関と 活動主体の情報<mark>交換の場の設定</mark>
- 〇各地方整備局等による現地調査、 ヒアリング等の実施





活動の担い手の視点 から活動環境整備のた めの課題を抽出



活動環境整備に向けた 国の施策のあり方等に ついて検討

(2)地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

【継続、調査費】

│ 活動主体に対する資金的支援や非資金 │ 的支援のあり方に関する検討



連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり

4 方に関する検討

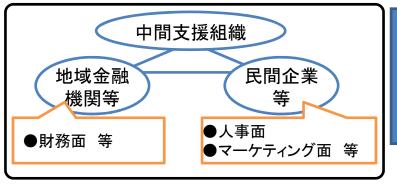
制度検討のための関係府省及び関係主体(地域金融機関、広域中間支援組織など)による連携体制の構築



地域内資金循環を支える仕組みに関する 基本的枠組みの検討

基本的枠組みの構築に向けた調査の実施と、 関係府省とも連携した基本的枠組みの提案・ 検討 (3)「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業【継続、調査費】

地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携して、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を募集・選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。



かつ高度な支援的助言・指導を中

「事業型」活動を目指す 担い手

「新しい公共」の担い手による自律的・持続的な地域づくり活動の推進

広域的地域 推 淮 助

【防災関係事業の例】

広域的地域間共助推進協議会(仮称)

NPO

~多様な主体・地域資源を結びつけ、同一課題の 解決や地域資源の補完を行う場~

協議会 事業者

地域間防災訓練

行政(A市)

※地域間連携による合同防災訓練の実 施や備蓄倉庫、非常用電源の整備等 により、防災・減災対策の強化を図る

000

行政(B市)



広域的地域間共助基本計画(仮称)

<災害に強い地域づくりに資する取組>

防災シンポジウムの開催

地域間防災協定,受援計画策定

地域間防災訓練の実施

物資供給拠点の機能強化等

<施設整備の例>

- ■物資の集積・供給拠点として活用する民間 施設(大規模SC、コンビニ、GS等)における 拠点機能強化のための施設整備
- ■一時避難所として活用する民間施設(マン ション、社寺、福祉施設等)における避難所 機能強化のための施設整備
- <補助対象施設例> 非常用電源、貯水槽、備蓄倉庫、太陽光パ ネル、蓄電池 等

etc



計画に基づくソフト事業・施設整備等をパッケージで支援

玉

協議会の立上げ等を支援 専門家招聘

地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存





野生鳥獣の保護管理





外来生物対策





重要地域の保全・再生





地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた 活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業

(交付金:国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地 方公共団体などにより構成される 地域生物多様性協議会

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等緊急雇用対応事業)の拡充

趣旨

- ○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- 〇このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、 生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

- ◆ 拡充の概要
- 〇 基金の積増し: 2,000億円
- 事業実施期間の延長:24年度末まで

→ 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで)

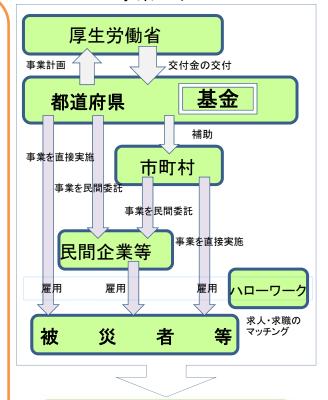
◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

◆ 対象者

- 〇 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、 新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び 当該地域に居住していた求職者)を優先的に雇用する。
- ◆ 実施要件
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

≪事業スキーム≫



雇用機会の創出

40

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣旨

【事業の規模】 1, 510億円の内数

○ 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉) ※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで(平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援)

【対象者】被災求職者(被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者)

【雇用形態】雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

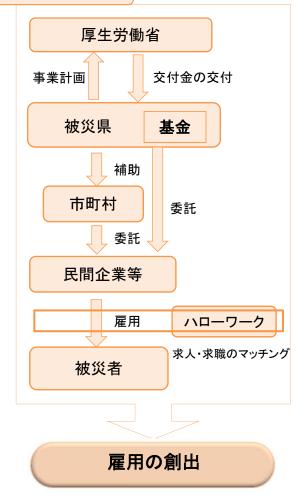
(注)委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれ ぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境(就労形態、ユニバーサルデザイン 等)となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

事業スキーム



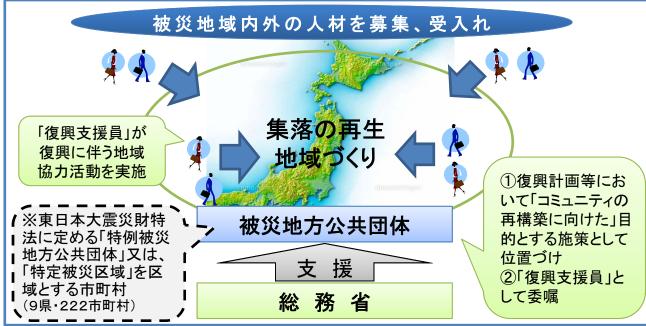
「復興支援員」制度について



制度の概要

- ○目 的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 〇実 施 主 体: 被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)
- ○設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 〇期 間:概ね1年以上最長5年
- ○総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(2011年度~)
 - ⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置 ※参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、 募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託することが可能です。



復興に伴う地域協力活動の例

〇被災者の生活支援、見守り・ケア等

- 話し合いの場づくり
- ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
- ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災 コミュニテイの連絡調整

〇地域おこし活動の支援

- ・イベント等の企画・運営支援
- ・ネットワークづくりの支援
- ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- 都市との交流事業実施応援等
- ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、 地場産品の販売等

○集落のビジョン策定

※具体の内容については、各被災地方公共団体が委嘱において 地域の実情に応じ定める

復興支援員 ~活動までの基本的な流れ~



①予算措置

・設置自治体における議会の議決 ※ 特別交付税対象経費に留意



②実施要綱等の作成

- ・地域のニーズの把握
- ・実施要綱・設置要綱の作成

4選考・決定

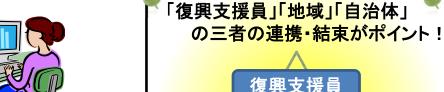
- ・募集原稿の作成
- -募集要綱(業務概要、待遇等を記載)の作成 等



③募集

- ・自治体のHP、広報誌等で公募
- ・都市部での説明会の実施
- ※ 公募によるか、よらないかは自治体の判断

・復興支援員の決定



復興支援員

地域、自治体の将来ビジョン、 復興支援員に対するミッションを 明確にすることが重要!

自治体

地域

支援員の募集・選考、事前説 明、給与の支払い、活動後の サポート等の事務をNPO団体 等に委託することが可能です。



⑤事前説明•準備

- 支援員への事業の詳細の説明
- ・現地説明会の実施(住民との顔合わせ)
- ・地域での役割・心構えなどを学ぶ研修の実施・支援員の年間活動計画の策定

■活動開始後の主な取組例

- 〇 サポート体制の構築
- 支援員活動の現状把握
- ・支援員からの相談体制の整備 等
- 支援員の活動状況をホームページ、広報誌等でPR
- 支援員同士・関係者の交流の機会の確保
- 〇 各種研修の実施
- 総務省へ特別交付税の基礎数値報告

⑥委嘱手続き



活動開始!

■お問合せ先■

総務省 地域力想像グループ 人材力活性化・連携交流室 電話:03-5253-5394